

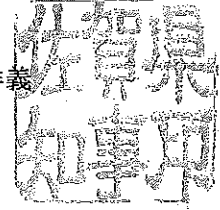
産業廃棄物処分業許可証

住 所 佐賀県鳥栖市蔵上町587番地の1

氏 名 株式会社篠原建設
代表取締役 篠原 隆行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 平成27年12月 7日

許可の有効年月日 平成32年12月 6日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
脱 水	汚泥（無機性のものに限る。） 以上1種類
固 化	汚泥（無機性のものに限る。） 以上1種類
溶 融	廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）以上1種類（石綿含有産業廃棄物を除く。）
分 級	がれき類 以上1種類（石綿含有産業廃棄物を除く。）
破 砕	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石膏ボードに限る。）及びがれき類 以上7種類（石綿含有産業廃棄物を除く。）
切 断	木くず 以上1種類（石綿含有産業廃棄物を除く。）
堆肥化	汚泥（有機性のものに限る。）及び動植物性残さ 以上2種類

最終処分業	産業廃棄物の種類
管理型	燃え殻、汚泥（無機性のものに限る。）、木くず（がれき類に付着したのものに限る。）及びがれき類並びに廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。） 以上7種類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類の	脱水施設	固化施設（固定及び移動式）	固化施設（固定及び移動式）
設置場所	鳥栖市河内町字新屋敷2549番		
設置年月日	平成9年9月1日	平成12年1月15日	平成22年12月6日
処理能力	50.0㎡/日（20時間）	640㎡/日（8時間）	1,080㎡/日（8時間）
許可年月日	平成9年7月30日		
許可番号	佐賀県指令9廃第7号		

施設の種類の	溶融施設	分級施設
設置場所	鳥栖市河内町字新屋敷2551番1	
設置年月日	平成13年11月1日	平成7年12月5日
処理能力	160kg/日（8時間）	1,768t/日（8時間）

施設の種類の	破砕施設（固定式）	破砕施設（固定式）
産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石膏ボードに限る。）	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず及びゴムくず
設置場所	鳥栖市河内町字新屋敷2551番1	
設置年月日	平成14年1月10日	平成16年4月20日
処理能力	4.63t/日（8時間）	3.27t/日（8時間）

（裏面へ）

施設の種類	破碎施設(固定及び移動式)	破碎施設(固定及び移動式)	破碎施設(固定及び移動式)
産業廃棄物の種類	木くず	がれき類	がれき類
設置場所	鳥栖市河内町字新屋敷2549番	鳥栖市河内町字新屋敷2551番1	
設置年月日	平成12年11月28日	平成20年12月25日	平成28年1月20日
処理能力	800m ³ /日(8時間)	968t/日(8時間)	1,792t/日(8時間)
許可年月日	平成13年2月1日(みなし)	平成20年11月26日	平成27年12月24日
許可番号		佐賀県指令20循環第010014号	佐賀県指令27循環第8号

施設の種類	切断施設(固定及び移動式)	堆肥化
産業廃棄物の種類	木くず	汚泥(有機性のものに限る。)及び動植物性残さ
設置場所	鳥栖市河内町字新屋敷2551番1	鳥栖市酒井東町川口811番
設置年月日	平成28年3月7日	平成30年3月26日
処理能力	96m ³ /日(8時間)	10m ³ /日(24時間)

施設の種類	管理型最終処分場
設置場所	鳥栖市河内町字新屋敷2549番、2551番1
設置年月日	昭和61年11月18日
処理能力	面積: 27,607m ² 容量: 392,596m ³
許可年月日	平成8年10月14日(変更許可)
許可番号	佐賀県指令8廃第10号

3. 許可の条件

- ・燃え殻、汚泥(無機性のものに限る。)、木くず(がれき類に付着したものに限る。)の埋立量は全廃棄物埋立量の15%以内とすること。
- ・施設を移動して使用する場合は、排出現場の敷地内に限る。加えて、佐賀県指令27循環第8号のがれき類の破碎施設については、防音壁の設置及び施設から5.5m以上の空間を確保すること。
- ・がれき類の破碎施設を固定式として使用する場合は、他のがれき類の破碎施設と同時に使用しないこと。 以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年12月7日	更新許可	
平成28年2月3日	変更届	がれき類の破碎施設(1,792t/日)の追加、分級施設に係るベルトコンベヤー1基追加及び分級施設の処理能力の変更(1,688t/日→1,768t/日)
平成28年3月18日	変更許可	中間処理業(切断)の追加
平成29年10月2日	変更届	がれき類の破碎施設(1,712t/日)の廃止
平成30年3月19日	変更届	代表者の変更 以下余白
平成30年3月29日	変更許可	中間処理業(堆肥化)の追加
平成30年5月2日	変更許可	中間処理業(堆肥化)における産業廃棄物の種類(動植物性残さ)の追加

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有

許可の状況

氏名	株式会社篠原建設	許可番号	04143006538
住所	佐賀県鳥栖市蔵上町587番地の1	電話番号	0942-83-3723
事務所の所在地	同上	電話番号	同上
許可の内容等			
許可等の種類	年月日	許可番号	許可等の内容
新規許可	昭和62年 3月30日	佐賀県指令61環第2957号	収集運搬業・最終処分量
書換許可	昭和63年 5月13日	佐賀県指令63環第459号	(期限付け)
変更許可	平成5年 8月17日	4143006538	中間処理業(焼却)の追加
更新許可	平成6年 4月25日		
変更許可	平成7年 9月12日		中間処理業(天日乾燥)の追加
変更許可	平成7年12月 5日		中間処理業(破碎)移動式及び(分級)の追加
変更許可	平成9年11月25日		中間処理業(脱水)の追加及び(天日乾燥)の削除
更新許可	平成10年12月 7日		
変更届	平成11年12月 3日		脱水の前処理施設の追加
変更許可	平成12年 3月14日		中間処理業(固化)の追加
変更届	平成12年 3月15日		埋立処分場の面積・容量の変更 面積 19,913㎡→27,607㎡ 容量 136,175㎡→392,596㎡
変更届	平成12年12月 4日		焼却炉の更新
変更許可	平成13年 2月20日		中間処理業(破碎)における産業廃棄物の種類(木くず)の追加
変更許可	平成14年 1月18日		中間処理業(溶融)の追加
変更届	平成14年 1月21日		破碎施設(4t/日)の追加
更新許可	平成15年12月 7日		
変更届	平成16年 6月30日		破碎施設(1,040t/日)の廃止、破碎施設(1,712t/日)及び破碎施設(680t/日)の追加
変更許可	平成16年 8月20日		破碎施設(3.27t/日)及び中間処理業(破碎)における産業廃棄物の種類(紙くず、繊維くず、ゴムくず及び廃プラスチック類)の追加
変更届	平成20年10月22日	04143006538	破碎施設(680t/日)の廃止及び産業廃棄物保管場所の面積、保管上限の変更
更新許可	平成20年12月 7日		
変更届	平成21年 1月 8日		破碎施設(968t/日)の追加
変更届	平成23年 2月16日		固化施設(1,080㎡/日)及び保管場所(汚泥)の追加
変更届	平成24年 9月 7日		中間処理業(焼却)の休止(H24.9.7~)
優良基準適合	平成24年11月29日		
変更届	平成25年12月11日		中間処理業(焼却)の廃止
変更届	平成27年10月 6日		分級施設の処理能力の変更(1,024t/日→1,688t/日)
変更届	平成27年10月30日		産業廃棄物の保管場所の変更
更新許可	平成27年12月 7日		
変更届	平成28年 2月 3日		がれき類の破碎施設(1,792t/日)の追加、分級施設に係るベルトコンベヤー1基追加及び分級施設の処理能力の変更(1,688t/日→1,768t/日)
変更許可	平成28年 3月18日		中間処理業(切断)の追加

許 可 内 容 等			
許可等の種類	年 月 日	許可番号	許 可 等 の 内 容
変更届	平成29年10月 2日		がれき類の破碎施設 (1,712 t/日) の廃止 代表者の変更 中間処理業 (堆肥化) の追加 中間処理業 (堆肥化) における産業廃棄物の種類 (動植物性残さ) の追加
変更届	平成30年 3月19日		
変更許可	平成30年 3月29日		
変更許可	平成30年 5月 2日		

※ この許可について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対し審査請求をすることができます。

※ 更新をする場合は、「許可の有効年月日」までに、許可申請を循環型社会推進課で行ってください。